

# どうする 離職後の健康保険

## 任意継続なら2年間被保険者に

ここ最近、人材の募集を行ってもなかなか思うように応募が集まらないという声をよく聞きます。景気の安定により離職する人が少なくなっていくこともあげられますが、企業内でも各自のキャリアアップを積極的に進めている企業などは、今離職するという選択肢よりも優位に感じてもらうことに重点を置いていきます。

このように、人材の募集を行ってもなかなか思うように応募が集まらないという声をよく聞きます。景気の安定により離職する人が少なくなっていくこともあげられますが、企業内でも各自のキャリアアップを積極的に進めている企業などは、今離職するという選択肢よりも優位に感じてもらうことに重点を置いていきます。

民間健康保険の被保険者になることや、家族の被保険者の扶養になることもできません。保険料負担が大きくなることで脱退したいと思う方は多く、問い合わせで多いのはこの問題になります。次の就職先が決まり、そこで社会保険に加入することや2年間が経過して強制的に脱退することになり

は上限が設定されています。協会けんぽの被保険者であった方は28万円の等級の保険料の倍額となりますが、それ以下の方はその等級に合わせた保険料額の倍になります。健康保険組合の被保険者であった方はそれぞれの組合に応じた等級が設定されますのでご確認ください。

## 国民健康保険の選択もあり

### 私傷病での休職後の退職は注意

しかし、そんな中でも別の業種や企業でキャリアアップを狙う方も多いことは事実ですが、すぐ

二つ目は、国民健康保険の被保険者となることです。手続きはお住いの市区町村で行います。保険料については、その方の前年の年収によって異なります。各自治体によりますが、18年度の上限は77万円とされており、それを一括、もしくは10

ですが、60歳未満であれば130万円未満、60歳以上や障害のある方の場合は180万円未満となるなどの制限は確認しておきましょう。年収要件は、あくまで退職した後から将来に向かっての金額になりますので、それまでに得た金額は含めず算出することとなります。少し話題はずれますが、現在年末調整の時期で書類を拝見している

仮に、残念ながら会社都合の退職や解雇などの場合は、国民健康保険の軽減措置を受けられることがありますが、これも自治体の広報をご確認ください。

た。健康保険の選択はいくつかあります。選択肢は理解している、本当の選択は何がいいのか今一つ理解できないケースも

国民健康保険は、傷病手当金制度がないことが多いので、私傷病で休職していた後に退職をされる方は、任意継続制度で傷病手当金を受けることを選択されるとよいでしょう。

三つ目は、前述した家族の被扶養者になること

問題は、定年退職の方や就職活動が長引く方は、保険料負担が大きくなることです。退職の際に、どの選択をするのかお伝えしますが、退職直後の保険料については、任意継続制度を利用する方が安くなる場合があります。国民健康保険の上限ギリギリ付近の方であれば、ほぼ任意継続を選択されませんが、翌年になると収入がない分国民健康保険の保険料は安くなります。だからと言って国民健康保険に切り替え

このように再就職にあたっての保険料負担は、長引けば長引くほど大きくなり、自己の資産を削ることにつながります。就職活動では、年齢で引っかけってしまったたり、スキルの問題で合わなかったりすることがあります。できるだけ早期の就職を決めることが良いのはもちろんですが、思いどおりにいかないこともあるでしょう。このようなケースでのキャッシュアウトに備えたアドバイザーができることも、公的保険の知識を持ち合わせていることが強みになるといえます。

今が旬の情報提供を

～第21回～

# 公的保険アドバイザーからの情報特旬便!

(一社)公的保険アドバイザー協会 福島 紀夫



<https://siaa.or.jp/>

まず一つ目として、「任意継続制度」があげられます。退職前に継続して2か月間の被保険者

国民健康保険は、傷病手当金制度がないことが多いので、私傷病で休職していた後に退職をされる方は、任意継続制度で傷病手当金を受けることを選択されるとよいでしょう。

「保険業界向けセミナー 好評開催中!」

# 再就職にあたっての健康保険料負担 長引くほど自己資産の削減に

・東京 12月13日(木)  
・大阪 1月29日(火)